

前橋市固定資産評価審査委員会条例の改正について（議案第60号）

収納課

1 改正の理由

行政不服審査法施行令の改正により、行政不服審査制度における審査請求人等の審査請求書への押印が不要とされたことを踏まえ、所要の改正を行う。

2 内容

固定資産評価審査委員会に提出する口述書について、提出者の署名押印を不要とする。

3 施行期日

公布の日